

令和3年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和3年4月23日（金） 10:00～12:00

宮城県行政庁舎 11階 第二会議室

進行

教育長挨拶
(代 副教育長)

開 会

- このたびは、令和3年度、宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに厚くお礼申し上げます。

本審議会は、県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うものである。

教科書は学校教育の中で、主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で大変重要な役割を果たすものである。

今年度は、毎年度採択することとなっている特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準等に加え、中学校の歴史教科書についても御審議いただく。

これは自由社の中学校歴史教科書が、検定審査不合格後の再申請により、文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなり、中学校歴史教科書の採択替えが可能になったことによるものである。

今後、該当する教科用図書について、さらに調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、皆様とは別途に委嘱している。

県教育委員会は、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して指導、助言、援助を行っている。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ忌憚のない御意見、御指導をお願いし、挨拶とする。

進行

事務局

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。
- 審議会の公開について説明する。

資料1ページに掲載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。ただ今申し上げた規定を前

提に考えると、本日の会議の内容は、特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が妥当であると考えます。

ただし、審議会委員の名前については、公開されると、外部からの働き掛けが行われることが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、公正または円滑な執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが妥当であると考えています。

また、第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が妥当と考えています。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が妥当である」と考えています。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、直ちに公開することが妥当であると考えています。

以上、御審議いただきたい。

進行

- ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。
(数名の委員から事務局案に賛成の意見)

<委員賛同>

事務局

- 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影など委員の個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事については非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

進行

- 委員長、副委員長の選出に移る。審議会の規程では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。
(事務局一任の声)

進行

- 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。

事務局

- 3番委員にお願いしたい。

仮議長

- 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。

大沼委員

- 委員長には大所高所から審議会全体の運営に当たっていただくという視点で、15番委員を御推薦申し上げます。

副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17番委員を御推薦申

- し上げる。
- 仮議長 ○ ただ今、推薦をいただいた。委員長に15番委員，副委員長に17番委員をお願いしてよろしいか。
- (賛成の声)
- 仮議長 ○ それではよろしくお願ひしたい。これで私の務めを終わらせていただく。
- 進行 ○ 15番委員，17番委員には，委員長席，副委員長席に御移動願ひたい。
- 委員長 ○ 委員長から一言挨拶をいただく。
- 委員長 ○ コロナ禍で大変な状況ではあるが，こういう時こそ，一人一人の子供にバランスの取れた教育を保障しなければならない。その際，教科書が重要な役割を果たす。特に今回審議に当たる特別支援学級，特別支援学校については，令和型日本の学校教育にあるとおり，どの子供からも可能性を引き出していくという点で，個別最適な学びが強く求められている。子供たちの発達や学習の保障も踏まえながら，限られた時間ではあるが，委員皆様の知恵を賜り，審議を進めてまいりたい。よろしくお願ひしたい。
- 進行 ○ それでは，委員長及び副委員長に，当審議会において御審議いただく事項について諮問する。
- 副教育長 ○ 諮問
令和4年度使用教科用図書の採択について（諮問）
このことについて，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により，下記の事項について，貴会の意見を求めます。
- 1 中学校用教科用図書採択において，令和2年度に文部科学大臣の検定を経て，新たに発行されることとなった歴史教科書の選定資料及びその他指導助言等に関する事項
- 2 特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書採択において，令和4年度に使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 副教育長 ○ 続けて理由を述べる。
義務教育諸学校で使用される教科書の採択は4年ごとに行われ，昨年度各教科の採択が終了している。しかし，今年度においては，自由社の新しい歴史教科書について，教科用図書検定規則に基づき，検定審査，不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により，令和2年度に文部科学大臣の検定を経て，新たに発行されることとなったことから，無償措置法施行規則第6条第3号により，採択替えを行うことも可能となった。市町村教育

委員会等へ適切な指導，助言等に資するために，中学校歴史教科書の選定に必要な資料を作成する必要がある。

特別支援学校及び特別支援学級の学校教育法附則第9条に基づく教科用図書，いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において，4年に一度採択するという規定から除かれており，毎年度採択基準が審議されている。今年度においても，令和4年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ，公正で適正な教科書採択に万全を期すために，教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について，様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。

進行

- 以後，審議に入るが，審議会規程により，審議会の議長は委員長に務めていただく。よろしく願います。なお，副教育長は他の公務のため退席させていただきます。

審議事項1 「諮問事項」について

委員長

- それでは，「審議の(1)の諮問事項1」についての審議に移る。諮問事項1の前に，事務局から説明があれば願います

事務局

- 諮問事項1の説明の前に，教科用図書採択制度，教科書の採択に係る基本方針について説明する。資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように，小学校用教科書と中学校用教科書については，4年おきの採択となっている。

一方，図にはないが，特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は，毎年度採択することになっている。表1にあるように，令和3年度は小学校用及び中学校用の教科用図書の採択年度となっていない。

そのため今年度は，毎年度採択の特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書のみの採択となる予定であったが，新たに発行されることになった中学校の歴史教科書があり，各採択地区での採択替えが可能となった。これは，別に配布している別紙2の文部科学省の通知にあるように，自由社の中学校歴史教科書が検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年に行われた再申請により，令和2年度に文部科学大臣の検定を経て，新たに発行されることになったことによる。

そこで，各採択権者が公正公平な判断ができるよう，県教育委員会においては新たに発行されることとなった教科書について，本審議会を経て調査研究を行いたいと考えている。

続いて資料3ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用す

る教科用図書の採択の流れを表したものである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。

5ページと6ページを御覧いただきたい。5ページは県立中学校の採択の流れ、6ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。

県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の7ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

教科用図書選定審議会の任務については、御覧のとおり法律に定められており、第10条にあるように、「県教育委員会は市町村教育委員会等、その採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また、設置についても第11条に、「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では9ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、10ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて14ページを御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について説明する。本日は第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、4月下旬から5月上旬までの間の3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。中学校歴史については、新たに発行された教科書についての調査を行い、選定資料を作成する予定である。また、教科用図書採択地区等において、記載内容を容易に比較対照できるよう、選定資料の補助資料も作成したいと考えている。

5月24日第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に5月31日に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申をもとに、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採

採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月11日から7月18日までのいずれかの日の14日間、県内14か所で教科書展示会を行う予定である。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については、別日程になっている。県立特別支援学校及び県立中学校については、6月から7月にかけて、特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て、教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定められた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げました事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。では、諮問事項1について事務局から願います。

諮問事項1

事務局

- 先ほどご説明したとおり、今年度は中学校の歴史教科書の採択替えが可能になった。2ページの別紙2を御覧いただきたい。文部科学省の通知のとおり

り、自由社の中学校歴史教科書が、検定審査不合格後の翌年に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることになった。

(ア)には、採択替えを行うことができるのは新たに発行されることになった教科書のみの種目であること、これはつまり中学校歴史のみであること、そして(イ)には、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によることが明記されている。

また(カ)には、都道府県教育委員会においては、新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うことが明記されている。これらのことを踏まえ、県教育委員会としては、昨年度答申した採択基準を基に、新しく発行された教科書の調査資料を作成する予定である。

なお、中学校歴史教科書の調査に当たる専門委員については、教科指導または専門的知識を有する教員等で構成する。

委員長

○ ただいまの事務局の説明について、質問、意見あればお願いしたい。質問、意見なければ、説明のあった採択基準について、事務局から配布された別紙に基づいて、新たな中学校歴史教科書について調査研究を行う形で進めていきたい。

岩田委員

○ 国からの通知にもあるように、公平公正という観点からきちんと調査研究を行い、それをそれぞれの採択地区に示すということが妥当だと考える。

軽部委員

○ 同じく採択については公平公正という観点から、妥当だと考える。

齋藤委員

○ 同じ意見である。

阿部委員

○ 同じ意見である。

委員長

○ 採択基準を基に、資料を作成するというところで、進めていただきたい。それでは諮問事項1についての審議は終わりとする。

委員長

○ では続いて、諮問事項2の、審議に入る。諮問事項2について、事務局から説明をお願いします。

諮問事項2

事務局

○ 御審議いただく「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和4年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような(実際に提示)絵本や図鑑などである。これらの本は、街の書店で通常売られている本であり、一般図書と呼ばれている。なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択

だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。

御審議をよろしく願いたい。

委員長

- 今説明いただいたことについて何か質問あれば願いたい。こちらの「1 内容に関すること」から「4 表現体裁に関すること」の4つの項目があるので、これについて審議をするが、その前に事務局から何か説明があれば願いたい。

事務局

- この案においては、昨年度の審議会では、学習指導要領の改訂に合わせた小中学校の採択基準と、表記の点において揃えることができる部分については、揃えるようにという御意見をいただいたので、修正をして提案している。

委員長

鈴木委員

大友委員

熊谷委員

秋葉委員

- 委員の方々から質問や、提言あれば、願いたい。
- 今、説明があった4つの項目で賛成である。
- この採択基準に賛成する。
- 賛成である。
- 採択基準の2の(3)「季節や行事との関連が考慮されているか」という項目では、一般社会の社会的行事のことを意味していると思われる。そう考えると採択基準の3の(4)「他の教育活動との関連に配慮されているか」という部分で、教育活動に配慮されている一般図書のイメージがつきにくかった。実際に普段授業で使用している方がイメージできるのであれば、専門委員の調査研究で問題ないとは思いますが、その部分が気になった。

委員長

事務局

- 今の御意見に対して、事務局の方から何かあれば願いたい。
- ただ今御意見をいただいた各教科等との関連についての説明であるが、例えばこのような物語の本(実際に提示)については、国語の内容や自分の生活、そして季節感等を総合して学ぶという形になるので、教科間の関連が図られることになる。

小松委員

- この採択基準の4項目で十分であると考え。特に3の(3)では、主体的対話的で深い学びとされており、新しい学習指導要領を踏まえた採択基準であると考え。

金田委員

- この採択基準に賛成する。また先ほどの事務局の説明で、採択基準の3の(4)「他の教育活動との関連に配慮されているか」という項目もイメージができたのでよいと思われる。

高城委員
永野委員

- 示された採択基準でよいと思う。
- 示された採択基準について4項目あり，特別支援学校及び特別支援学級の一般図書の採択に関する項目がいくつか挙げられているが，それらを踏まえた内容であることが望ましいので，適切であると考えます。

委員長

- それでは，文言について御意見があったが，事務局から説明をいただいた。審議委員の意見としては，こちらの採択基準で適切であるという御意見をいただいたので，この採択基準を進めていくこととする。諮問事項2についての審議を終了する。

なお，審議会規程の第4条に専門委員には委員長の名により，専門事項の調査に従事することになるので，本日の内容を十分に事務局からお伝えしていただきたい。

進行
義務教育課長

- 宮城県教育庁義務教育課長 千葉 睦子 がお礼の挨拶を申し上げる。
- 本日は，令和4年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について，委員の皆様が熱心に御審議いただき感謝申し上げます。今回は，特別支援学校や特別支援学級で使用する教科書の採択基準を中心に審議していただいた。新たに発行されることとなった中学校歴史教科書を含め，本日頂戴した御意見等を専門委員にも確実に伝え，調査研究を進めたいと考える。

本日，開会の挨拶で副教育長が申し上げたとおり，教科書は学習の主たる教材であり，子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。子供たちの学びの充実に向け，どのような教科書を使わせるかということは，大変重要な意味を持つものである。

次回の審議会では，教科書を直接閲覧していただき，専門委員会からの調査報告について御審議いただくことになる。次回も本日同様，皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜うようお願い申し上げます，閉会の挨拶とする。

進行

閉 会